

資料 4

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する
法律第4条第2項の金額の算定に関する省令の一部改正について

○農林水産省令第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条
第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の
金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

農林水産大臣 赤松 広隆

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する
省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省
令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「対象農業者をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

附則第二条を次のように改める。

（交付金の金額の算定の特例）

第二条 米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年度の予算に係る戸別所得補償制度実証事業交付金のうち米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年産の米穀の販売価格にかかわらず、定額により支給する部分を除く。）をいう。）の交付を受けた対象農業者に対して、その生産した平成二十二年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合（当該対象農産物に米穀が含まれている場合であつて、かつ、当該地域における当該米穀に係る単位面積当たり標準的収入額が当該地域における当該米穀に係る交付前年度単位面積当たり収入額を上回る場合に限る。）における第一条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から対象農業者（第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額を上回る場合にあつては、その乗じて

得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第四条第一項の」とする。

2 前項に規定する場合において、交付前年度単収を標準単収で除して得た割合が、第二条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったとき（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回った場合を除く。）は、第一条の規定の適用については、第二条及び同項の規定にかかわらず、第一条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額から、更に対象農業者（第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額から当該米穀に係る共済金相当額を控除して得

た額を上回る場合にあつては、その控除して得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第
四条第一項の」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

収入減少影響緩和交付金の 算定省令の改正説明資料

戸別所得補償モデル対策の骨子（抜粋）

6 その他の関連事項

（３）米戸別所得補償モデル事業の交付金と水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

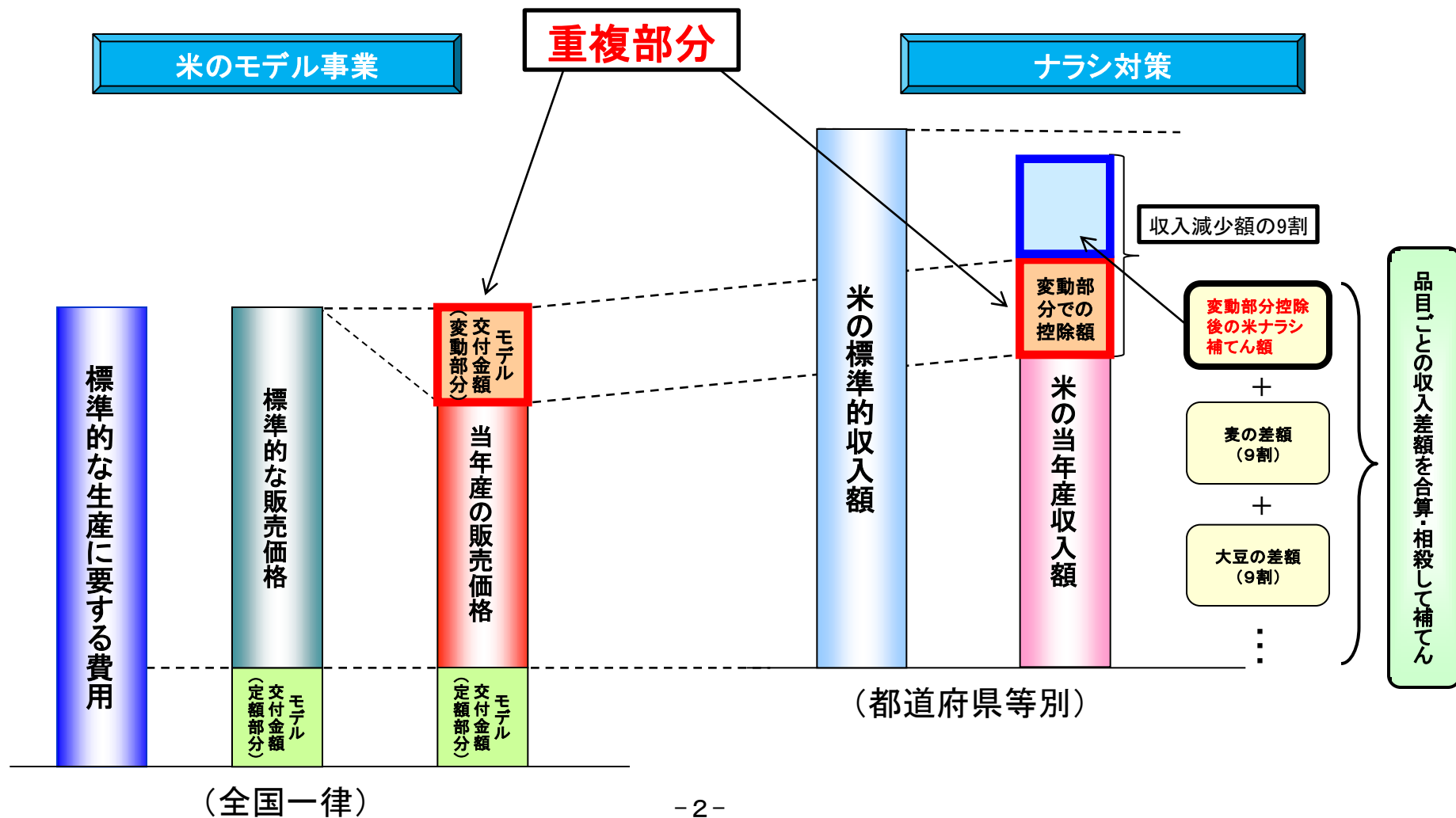
平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとする。

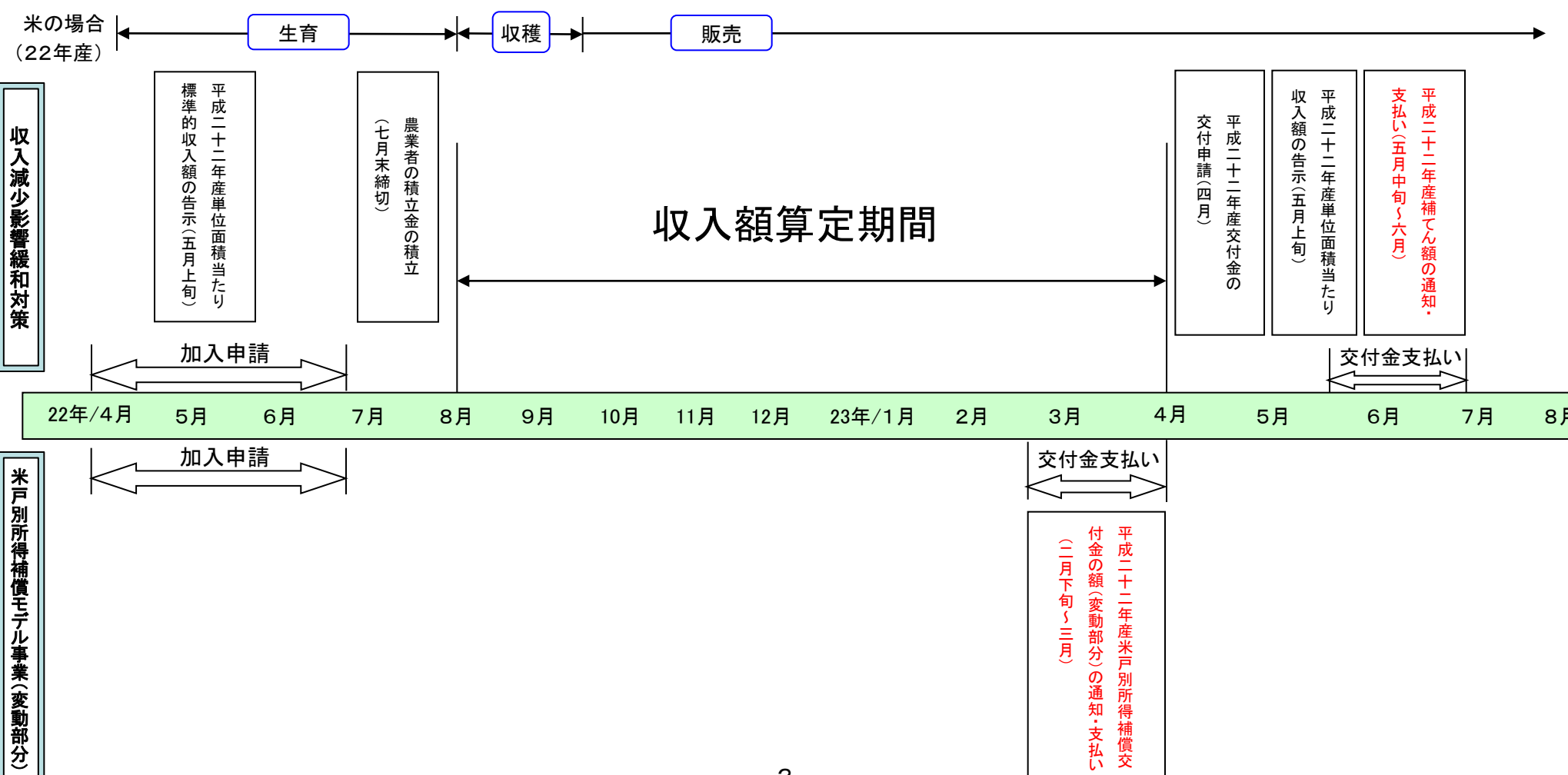
22年産米における水田・畑作経営所得安定対策(ナラシ対策)の補てん額の考え方

22年産米について、米のモデル事業において変動部分の補てんが行われ、水田・畑作経営所得安定対策(ナラシ対策)でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てん内容が重複しないよう、ナラシ対策における米の補てん額を計算する際に、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除する。

22年産米の補てん額＝(米の標準的収入額－米の当年産収入額)×0.9－米のモデル交付金額(変動部分)



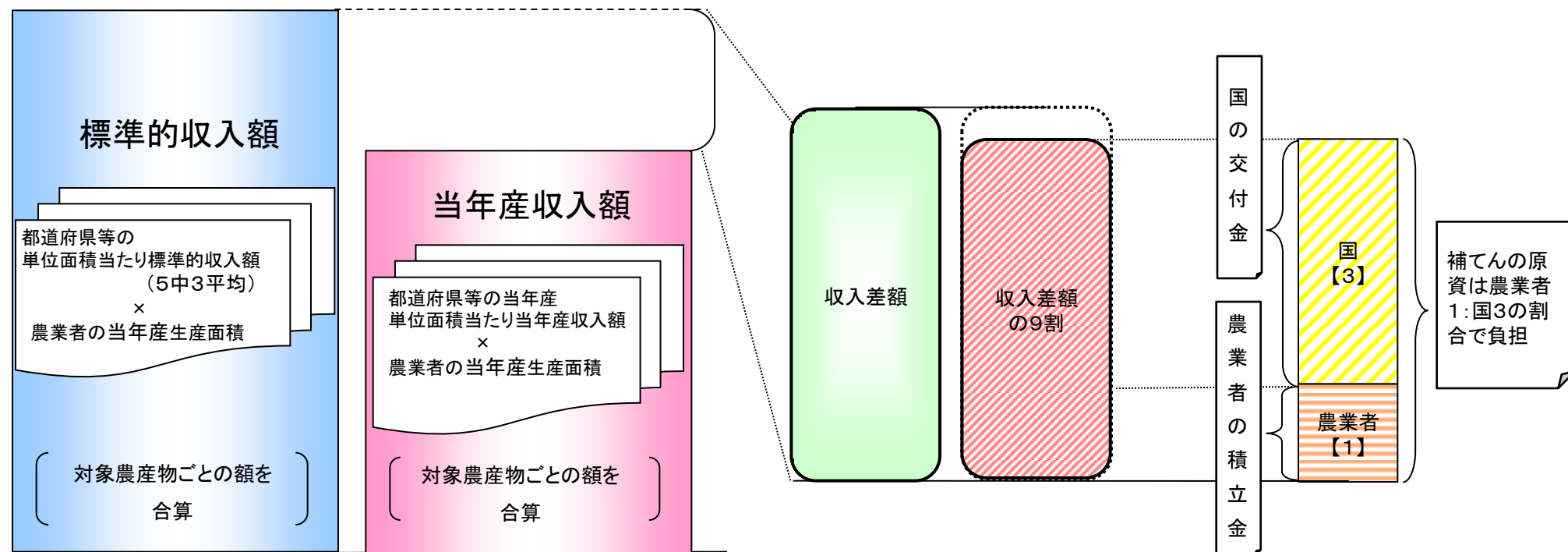
- ナラシ対策については、5月上旬に「単位面積当たり標準的収入額」の告示を行い、農業者はこの告示に基づき、7月末までに積立金を積立て。
- また、翌年5月上旬に「単位面積当たり当年産収入額」の告示を行い、前年に告示されている「単位面積当たり標準的収入額」との収入差額等に基づき、農業者に対し、5月中旬から6月に補てん。
- 米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金は2月下旬から3月に交付。



【参考】収入減少影響緩和対策の補てん額の算定（現行制度）

○ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、米、麦、大豆等の当年産収入額が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

$$\text{ナラシ対策の補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9 (\text{収入差額の9割})$$



（注1）：「単位面積当たり標準的収入額」は、対象農産物ごとに、過去5か年の販売価格に各年産の単収を乗じて得た額の最高と最低を除いた3年平均（5中3）により算出された額

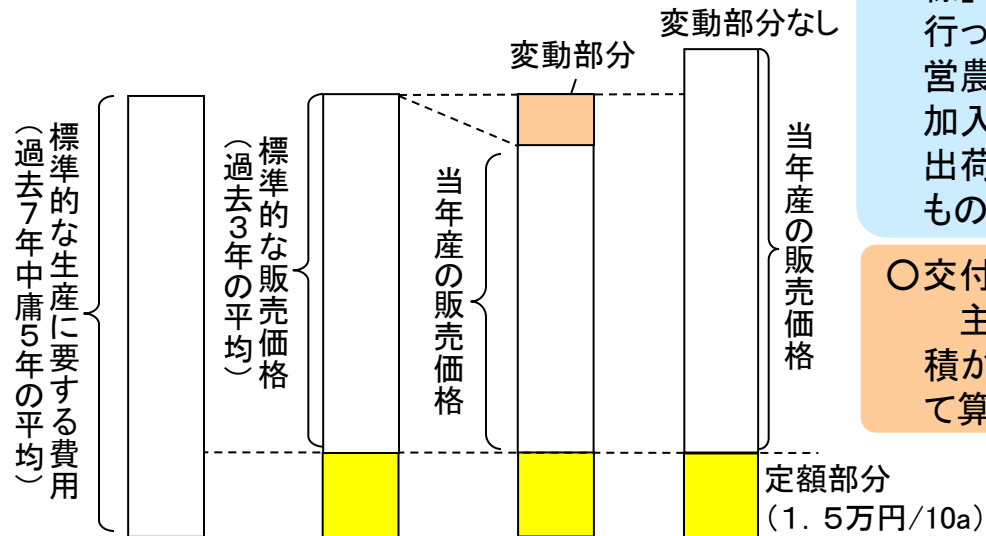
（注2）：「当年産単位面積当たり収入額」は、対象農産物ごとに、当年産の販売価格に当年産の単収を乗じて得た額

【参考】米のモデル事業の概要

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



○交付対象者
米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

○交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
(平成十八年法律第八十八号) (抄)

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。